

○深谷秀峰議長 次， 1 番諏訪一則議員の発言を許します。諏訪一則議員。

〔1 番 諏訪一則議員 登壇〕

○1 番（諏訪一則議員） 1 番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので，通告順に従い質問いたします。

第6期常陸太田市高齢者福祉計画について質問いたします。

平成26年10月1日現在，総務省統計調べにおいて，我が国65歳以上の高齢者は3,300万人を超え，高齢者率26%と過去最高との発表がありました。また，平成27年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり，さらなる後期高齢社会となると言われております。平成26年10月1日現在，当市において高齢者人口は1万7,675人，高齢化率31.7%と，国の高齢化率をはるかに上回っております。第6期介護保険事業計画は，法改正を受けての計画策定であり，平成29年4月までに介護予防給付サービスから総合事業におけるサービスへの移行を見据えての計画であります。幅広く市民より意見を求め理解を得ることが必要であります。

市民協働を進める当市としては，高齢者福祉計画，第6期介護保険事業計画は，パブリックコメントで市民が参加しやすいものであったのか，高齢者本人や高齢者，介護をしている家族の声を聞き，その人たちに寄り添った計画ができたのか，また，高齢者福祉計画の中に，パブリックコメントを実施，幅広く市民の方から本計画に関する意見を伺いましたとの記載がありましたが，パブリックコメント30日間に市民の意見はどのぐらい件数が寄せられたのか，また，どのような意見が寄せられたのかお聞きしたい。

また，第6期常陸太田市高齢者福祉計画策定委員会委員の中に，介護サービス業者5名がおりますが，この中に障害者グループホーム事業者が入らなかったのはなぜか，今後どのようにしていくつもりかもお聞きしたい。

次に，住宅改修・介護予防住宅改修は，自立しやすい生活環境を整えるため，段差の解消，手すりの取り付けと，小規模な住宅の改修をした場合，20万円を利用額の限度としていますが，第5期計画の実績はほぼ横ばいに推移しています。これは補助額が少ないため，市民が住宅改修に躊躇しているのではないのでしょうか。補助額は適正と思うか伺いたい。また，住宅改修・介護予防住宅改修補助制度に利用しづらい縛りが無いのかもお聞きしたい。

これで第1回目の質問を終わりにいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 第6期常陸太田市高齢者福祉計画のパブリックコメントについての2点のご質問にお答えをいたします。

パブリックコメントは，本年2月9日（月曜日）から3月10日（火曜日）までの30日間実施いたしました，その結果1件のご意見が寄せられております。

その内容といたしましては，本年4月の介護保険制度の改正に伴い，今後市で取り組むこととなります生活支援サービスの基盤整備を図るために配置する生活支援コーディネーターの人选，あるいは地域ニーズの把握などを行う協議体を設置するための進め方，さらには，多様なサービ

スの担い手となるボランティアやNPOの発掘などに対するご意見、さらには、地域での支え合い制度を構築する際のご要望などがございます。

続きまして、第6期常陸太田市高齢者福祉計画策定委員会委員についてのご質問にお答えいたします。

計画策定に当たりましては、広く市民各層からのご意見を反映するため、保健医療、福祉、介護サービス等の関係者19名によりまして計画策定委員会を設置いたしました。この策定委員会は、障害者グループホーム事業者からは委員を選出しておりませんが、障害者福祉団体などを所管いたします社会福祉協議会から委員を選出いたしております。このほか計画策定のために庁内関係各課で組織されます高齢者福祉計画策定推進会議を設置いたしております。また、障害福祉サービスを所管いたします社会福祉課の職員もその委員となりまして、計画策定に必要な調査研究及び原案作成作業などを行っております。

今後は障害をお持ちの高齢者の増加が見込まれることから、障害福祉担当課と高齢福祉担当課との連携をさらに密にしながらサービスの提供に努めてまいりたいと存じますし、ご質問の策定委員に障害福祉サービス関係者を加えることにつきましては、次期計画策定時の検討課題とさせていただきますと存じます。

続きまして、住宅改修・介護予防住宅改修等の補助額についてのご質問にお答えいたします。

介護保険では、要介護認定を受けた方に対しまして、在宅で生活をする際の転倒予防や安全確保を目的といたしまして住宅の改修費用を介護保険から給付することが認められてございます。このサービスを利用する場合には、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に事前に相談し、サービスを希望される方の身体状況などを考慮した上で、改修部分あるいは改修内容などについて判断、決定をする必要がございます。

なお、この支給対象となります改修は、被保険者の資産形成につながらないようなものであること、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡などを考慮いたしまして、支給限度額が全国共通の上限20万円と定められておりまして、利用者負担は1割ないし2割で、それを差し引いた額の18万円、もしくは16万円を介護保険で給付いたしております。

さらに20万円を超える住宅改修につきましては、市の単独制度であります高齢者住宅リフォーム助成事業により対応しているところでございます。この助成事業におきましては、介護保険の対象限度額20万円を超えた額について40万円を限度にし、その4分の3の30万円を上限として助成しております。仮に介護保険で1割負担の方が60万円の住宅改修を行った場合、介護保険から給付する18万円とリフォーム助成事業から助成する30万円を合わせまして、最大で48万円の給付と助成が受けられることとなります。

なお、このような市単独による高齢者住宅のリフォームに対する助成は、近隣市町村におきましては、日立市と当市のみが実施しているところでございまして、改修を希望される皆様のご負担を軽減する制度としてご利用いただいているものと認識をいたしております。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

住宅改修・介護用防住宅改修制度の利用実績の対計画値が60%前後になっています。住宅改修・介護予防住宅改修は多額な金額がかかるため、最高60万円まででは改修をあきらめてしまう原因が多いという感じもしますが、やはり今は住宅をいじっても結構かかるので……。

○深谷秀峰議長 諏訪議員に申し上げます。通告順に1問1答方式で質問するようにお願いします。

○1番（諏訪一則議員） 再度確認します。適切な住宅改修が行われるよう、この住宅改修、介護予防住宅制度及び……。

○深谷秀峰議長 諏訪議員に申し上げます。通告順に1問1答方式でお願いします。

○1番（諏訪一則議員） わかりました。申しわけございません。

「障害者総合支援法」の絡みもありまして、これからは障害者が65歳からグループホームでの生活の基盤を作り、65歳を超えて障害者グループホームにて生活を余儀なくされ、依存しなければいけない方が出てきております。このように、法制定以前に入所された方の中で、高齢者が増えてきている現状をどういうふうに見ているかお聞きいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 障害者のグループホーム入所者が65歳となり、高齢者が増えてきているという状況についてのご質問にお答えいたします。

当市の障害者グループホームの利用状況につきましては、平成26年4月1日現在で57名、そのうち65歳以上の高齢者の方は8名で、今後も増加するものと見込んでございます。

「障害者総合支援法」の中では、65歳となった場合には介護保険を優先することが原則であるということがうたわれておりますが、障害者の個々の実態に即したものとなるよう厚生労働省からの通知では、障害福祉サービスの支給を行うことが適切な場合には障害福祉サービスの自立支援給付を適用するものとされております。

障害者グループホームは、障害のある方にとっての住居でございまして、また生活の基盤であることから、介護保険によるサービスへの移行に関しましては本人の心身の状況等を十分把握いたしまして、障害福祉担当の窓口でございます社会福祉課、あるいは介護保険担当窓口である高齢福祉課が相互に連携を密にしながら慎重に対応いたしているところでございまして、今後においても同様の対応を継続してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） 現在常陸太田において、2つの事業所が障害者グループの新設を県に申請をしております。高齢福祉課と社会福祉課と情報交換は今密にしているということをお伺いいたしましたが、この点はいかがでしょう。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問、障害者グループホームの新設の情報共有についてのご質問かと伺い、ご答弁させていただきます。

当市における障害者グループホームの新設の状況につきましては、有限会社ワコー介護サービスが大里町で新設を予定してございます。また、社会福祉法人朋友会様が松平町で増床を予定しているということを承知しているところでございます。

今後も障害福祉担当と介護保険担当のほうでの情報の共有を密に図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） それでは第3問目、質問いたします。

住宅改修・介護予防住宅改修制度の利用実績、対計画値が60%前後という数値に今まで推移しているわけですが、住宅改修・介護予防住宅改修に多額な金額がかかるため、最高60万円では改修をあきらめてしまう市民が多いのではないのでしょうか。

再度確認いたします。適切な住宅改修が行われるように、住宅改修・介護予防住宅改修制度並びに高齢者住宅リフォーム助成制度を市民に有効に利用していただくために、アピールに努めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 住宅改修・介護予防住宅の市民の皆様への周知のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護保険のサービス全般に関する周知方法といたしましては、65歳到達時に介護保険証交付に合わせまして小冊子をお送りいたしております。また窓口での相談、あるいは出前講座などでは、A4判のパンフレットを用意いたしまして制度の説明、周知などを行っているところでございます。

また、住宅改修の際のご相談等をお受けする際に、ケアマネジャーへの周知はもちろんのこと、新規で要介護認定を受けた方に対しましては、認定結果通知に合わせまして利用できるサービスや制度内容などの案内を行っているところでございます。

今後も介護を必要とする方々の自宅で安全に過ごすことができますよう制度の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。障害者が65歳になりますと、障害者福祉政策から介護保険制度に切りかえられます。障害者のグループホームに入所している方は、介護保険制度と障害者福祉政策の適用を柔軟に行い介護予防をするようにと国は言っています。新たな介護保険制度に対応するため、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり、地域包括ケアシステム構築を基本理念に掲げ、平成27年から平成29年まで計画を作成したとあります。介護が必要になっても高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要で、障害者も高齢者も希望している声でありますので、ぜひ力を入れて推進していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。